

「処遇改善加算交付金」取得支援プログラム

株式会社ユメコム

厚生労働省は、2011(平成23)年まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を廃止し、介護サービスに従事する職員の賃金改善にあてることを目的にこの「介護職員処遇改善交付金」の改定案が示されました。2017(平成29)年度の変更から現在の処遇改善加算が5つの区分に分けられ、その加算額が各事業所に給付されることになりました。

介護施設(事業所)が処遇改善加算(区分1)のキャリアパス要件Ⅲの加算要件を満たしていれば、月に3万7千円相当のアップが期待できます。ただし、下記の通り、加算に向けた取組みの可否によって、加算のレベルが5段階に分かれています。つまり、同じ処遇改善加算であっても、事業所によってもらえる金額が違うのです。

私達が提供する「処遇改善加算交付金」取得支援プログラムは、満額の加算手当を所得するためにはすべき要件を、事業所に提供するものです。

介護保険サービス事業者と介護職員の皆さまへ

「介護職員処遇改善加算」のご案内

平成29年4月1日から加算を拡充します！

厚生労働省では、介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るため、平成29年4月1日から「介護職員処遇改善加算」の拡充を行います。

Q1. 平成29年4月1日から、どのようなところが変わるの？

A1. より加算の高い新たな区分が1つ加わり、全5区分になります。

▶平成29年4月から新設される「加算Ⅰ」を取得すれば介護職員1人当たり月額3万7千円相当の加算が受け取れます。従来の加算Ⅰを取得している場合は、月額平均1万円相当の増となります。

※ 加算を取得した事業所においては、加算相当額の賃金改善を行うことが必要となります。

区分	加算額(月額)	要件
新設 加算Ⅰ	37,000円相当	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全て + 職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)
加算Ⅱ (従来の加算Ⅰ)	27,000円相当	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)
加算Ⅲ (従来の加算Ⅱ)	15,000円相当	キャリアパス要件ⅠまたはⅡ + 職場環境等要件を満たす
加算Ⅳ (従来の加算Ⅲ)	13,500円相当	キャリアパス要件ⅠまたはⅡ または 職場環境等要件のいずれかを満たす
加算Ⅴ (従来の加算Ⅳ)	12,000円相当	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ + 職場環境等要件のいずれも満たさない

拡充部分: 介護職員1人当たり月額10,000円相当増

<全5区分>

処遇改善手当をもらうために企業が努力する要件について

1	処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること
2	労働基準法などの違反、労働保険の未納がないこと
3	新たな職場環境等要件を満たしていること。
4	キャリアパス要件Ⅰを満たしていること
	(1)：介護職員の任用における役職、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること
	(2)：(1)の役職、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること
	(3)：(1)(2)の内容について就業規則で書面で明確にし、周知していること
5	キャリアパス要件Ⅱを満たしていること
	(1)：次のアまたはイの条件を満たした計画を作成していること
	ア. 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導(OJT)等を実施するとともに介護職員の能力評価を行うこと
	イ. 資格取得のための支援(金銭、休暇の取得など)を行うこと
	(2)：上記の内容をすべての介護職員に周知していること
6	キャリアパス要件Ⅲを満たしていること
	(1)：次のいずれか昇給の仕組みを導入していること
	ア. 経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み
	イ. 資格取得によって昇給する仕組み
	ウ. 人事評価や試験結果により昇給する仕組み
	(2)：上記の内容を全ての介護職員に周知していること

お問合せ：株式会社ユメコム 担当：橋本

TEL 075-254-2233 メールアドレス info@yumecom.com